

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

(社会教育文化課)

ページ
一

教育委員会規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する等の規則

(岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「岐阜県現代陶芸美術館条例」と及び岐阜県現代陶芸美術館条例に改め、「及び岐阜県ミュージアムひだ条例(平成十八年岐阜県条例第二十七号)」を削る。

第二条の表中岐阜県伊自良青少年の家の項から岐阜県御嶽少年自然の家の項まで及び岐阜県ミュージアムひだの項を削る。

第二条の四第一項の表企画課の項中第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

- 六 図書館資料の収集に関すること。
- 七 図書館資料の分類配列及びその目録の整備に関すること。
- 八 図書館資料の保存に関すること。
- 九 電算システムの管理及び運営に関すること。

第二条の四第一項の表サービスクの項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とする。

第四条第一項中「、現代陶芸美術館長及びミュージアムひだ館長」を「及び現代陶芸美術館長」に改める。

第四条の二中「図書館」の下に「、博物館」を加える。

(岐阜県関ヶ原青少年自然の家管理規則等の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 岐阜県関ヶ原青少年自然の家管理規則(昭和四十九年岐阜県教育委員会規則第十(三)号)

二 岐阜県土岐少年自然の家管理規則(昭和五十年岐阜県教育委員会規則第十一号)

三 岐阜県伊自良青少年の家管理規則(昭和五十八年岐阜県教育委員会規則第四号)

四 岐阜県御嶽少年自然の家管理規則(昭和六十一年岐阜県教育委員会規則第十五号)

五 岐阜県ミュージアムひだ管理規則(平成十八年岐阜県教育委員会規則第十八号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
――
ビー・オール・テクノセンター